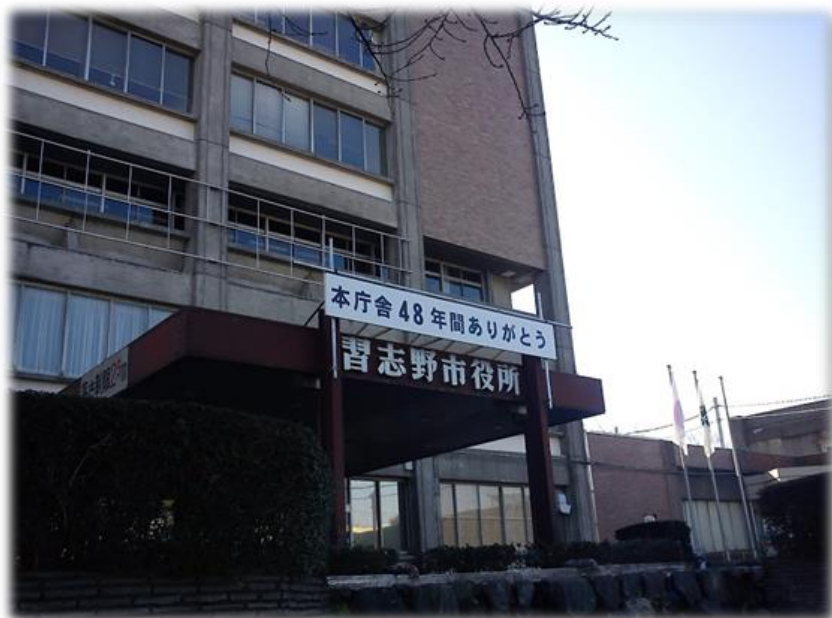


公共施設の再生について、
みんなで話し合おう！

公共施設再生計画説明会

平成27年8月1日(土) ~ 8月9日(日)



習志野市資産管理室
資産管理課

本日の進め方

1. 基本情報の提供(10:00~10:45)

- ▶ 公共施設再生計画の概要説明及び質疑

2. 話し合い(10:45~11:25)

- ▶ グループでの話し合い

【テーマ】公共施設再生計画について

観点1：保有総量の圧縮（施設再編・再配置）について

観点2：老朽化対策の具体案について

観点3：財源確保策について

3. 発表(各グループ10分以内)

4. まとめ

話し合いの進め方

1. 役割分担をしてください。
 - **司会、発表者、書記の役割分担をしてください。**
 2. 最初の**5分間**で、自分の考えをポストイットに自由に記入してください。
(最初に**観点毎に色分けすると、分類に便利です。**)
 3. 各自の考えを記入したポストイットを、みんなが見えるように、テーブルの模造紙に貼り付けて、分類しながら、**25分間程度**、みんなで話し合しましょう。
 4. 話し合った内容を、**10分間程度**で、グループの考えとしてまとめましょう。
- 【発表：各グループ10分以内】**
5. グループごとに**10分以内**で発表していただきます。

公共施設の老朽化問題をめぐる最近の動き

平成25年6月 経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略

インフラの老朽化が急速に進展する中で「新しく造ることから賢く使うことへ」、民間の資金・ノウハウを活用することにより、公的負担の軽減を図りつつ、社会資本の効率的、効果的活用のためのマネジメントを推進すること。

これを具体化するために、インフラ長寿命化基本計画を秋ごろまでに定める。



インフラ長寿命化基本計画

平成25年11月29日、関係省庁連絡会議にて決定する。

平成25年12月3日、総務省から各自治体に対し通知される。



公共施設等総合管理計画

平成26年4月22日、総務省から「公共施設等総合管理計画」の策定要請がある。

併せて、策定に当たっての指針が示される。

公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。

インフラ長寿命化計画の体系

インフラ長寿命化基本計画
(基本計画)【国】

(行動計画)

【国】

各省庁が策定

公共施設等総合管理計画を
平成27年中に公表予定

公共施設等総合管理計画

公共施設再生計画
基本方針

(個別施設計画)

(個別施設計画)

道路

河川

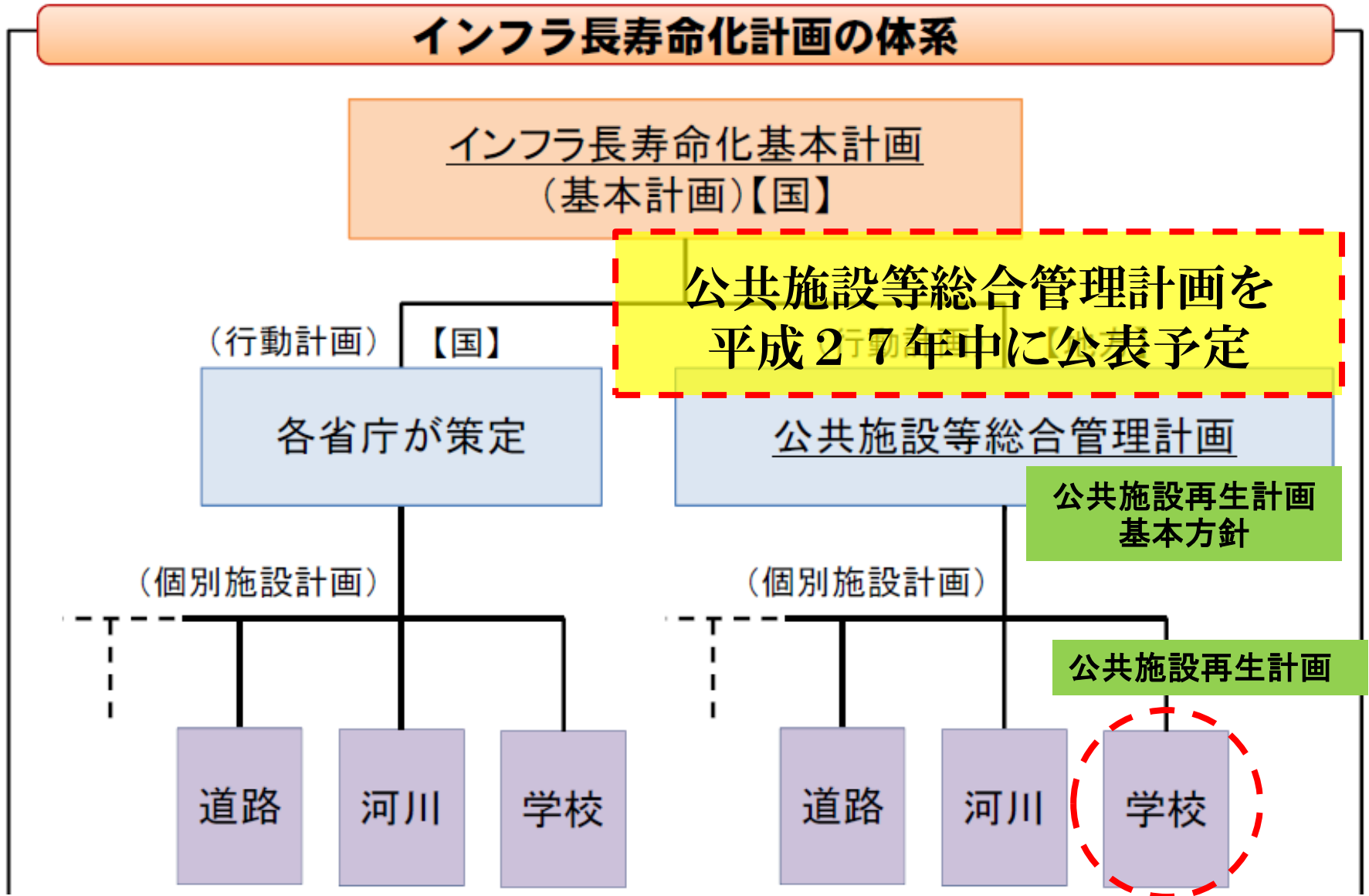
学校

道路

河川

公共施設再生計画

学校



学校施設老朽化対策に関する文部科学省の最近の動き



学校施設の老朽化対策について ～ 学校施設における長寿命化の推進 ～

平成25年3月15日、文部科学省が「学校施設整備基本構想の在り方について」を公表。

平成26年1月8日、「学校施設の長寿命化改修の手引」を公表。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定について

平成27年1月27日、文部科学事務次官通知。

文部科学省 インフラ長寿命化計画(行動計画)

平成27年3月策定。

現下の厳しい財政状況の中、管理施設の長寿命化のために計画的な投資を継続的に行っていけるように、メンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減、予算の平準化の取り組みを促進する。また、少子化・人口減少の動向や地域の実情等を踏まえ、学校の統合や小規模校の存続・充実等の方策を検討し、効果的、効率的にストック管理が行われるよう努める。

学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き

平成27年4月策定。

学校施設の長寿命化計画を策定する際の基本的な考え方や留意事項、計画に盛り込むべき事項等を示すとともに、押さえておくべきポイントや具体的な考え方等を解説した手引書。



1962 (昭和37)

1963 (昭和38)
習志野市庁舎



1964 (昭和39)

1966 (昭和41)
市民会館



1972 (昭和47)

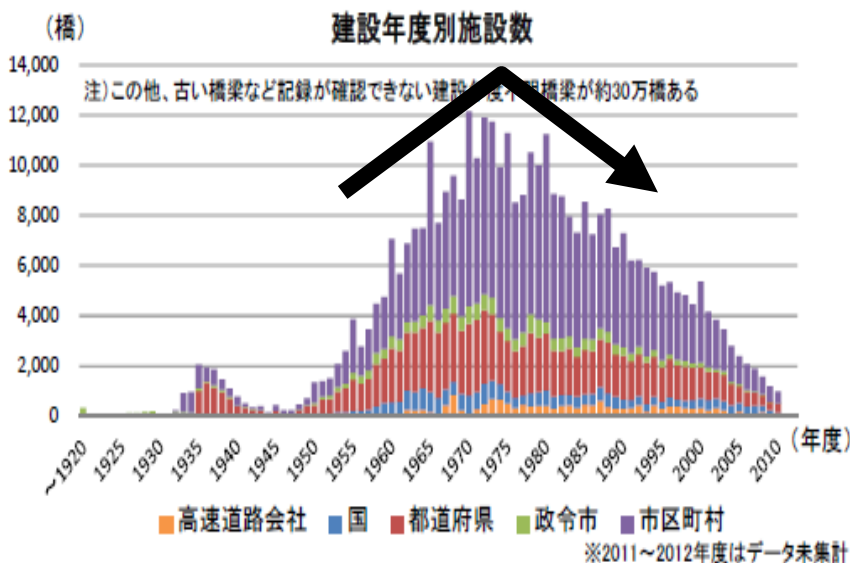
1974 (昭和49)
習志野高校



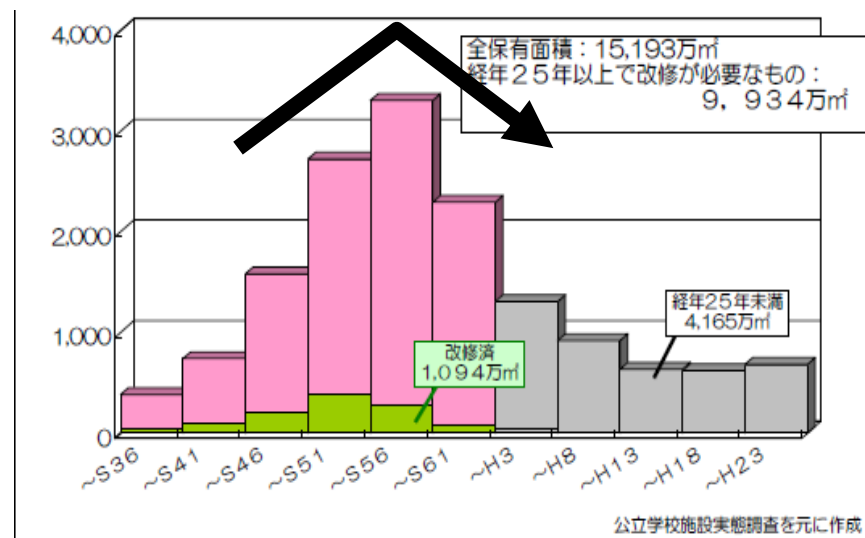
なぜ、このような取り組みが必要なのか？

すべての公共施設・インフラが老朽化しています

橋の建設実績

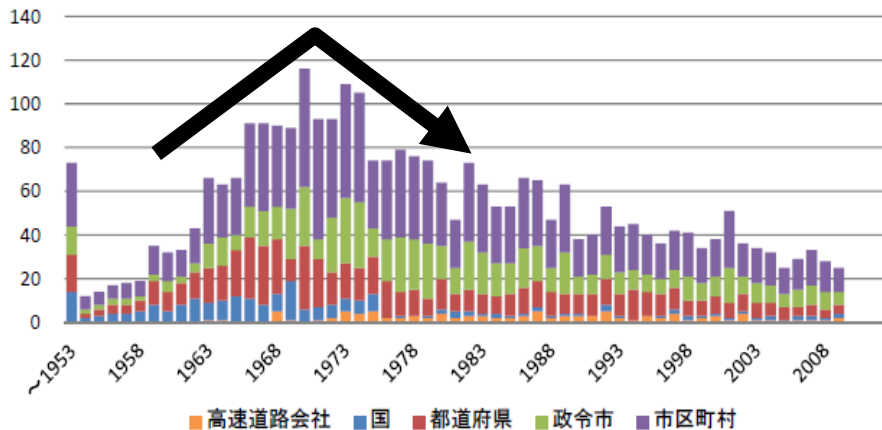


学校施設の建設実績

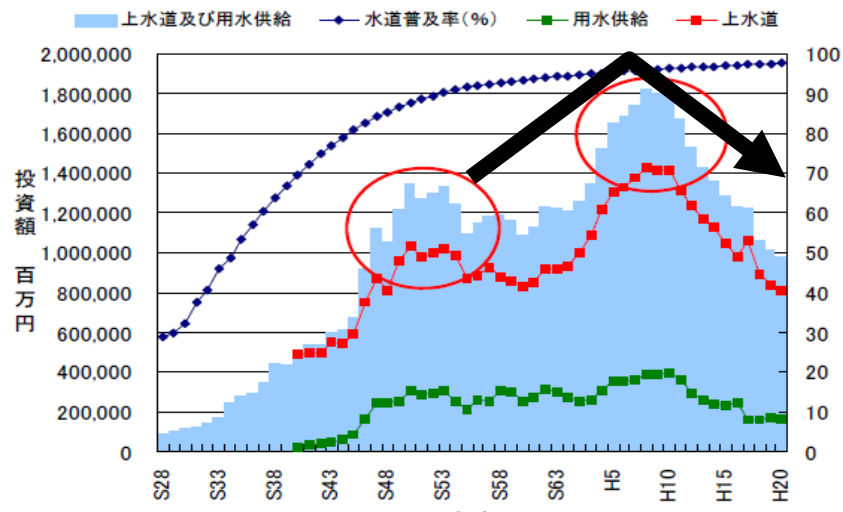


日本のインフラは1970年代前後に集中して建設され、老朽化が進んでいる。いずれは建て替え（更新）が必要でそのピークは2020年代以降。

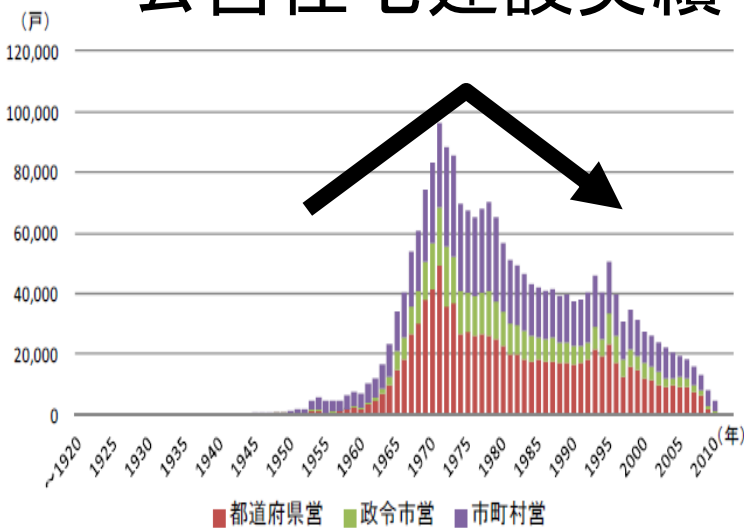
道路建設実績



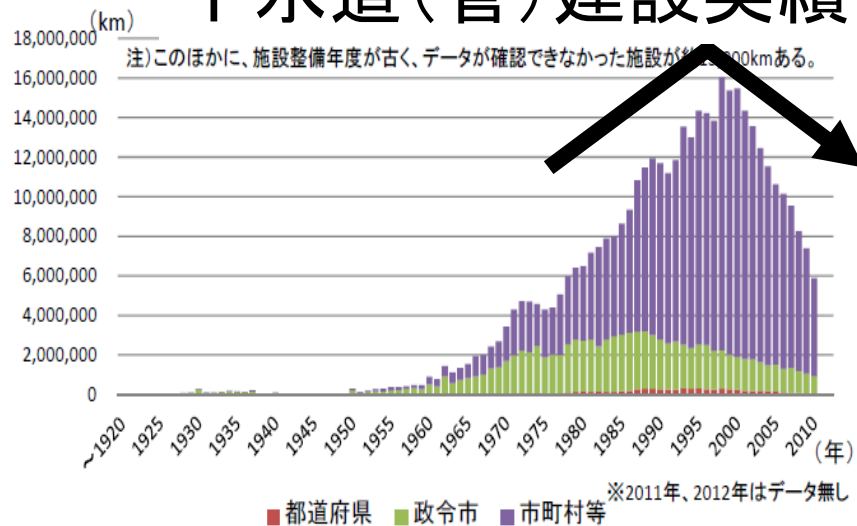
水道投資実績



公営住宅建設実績



下水道(管)建設実績



※2011年、2012年はデータ無し

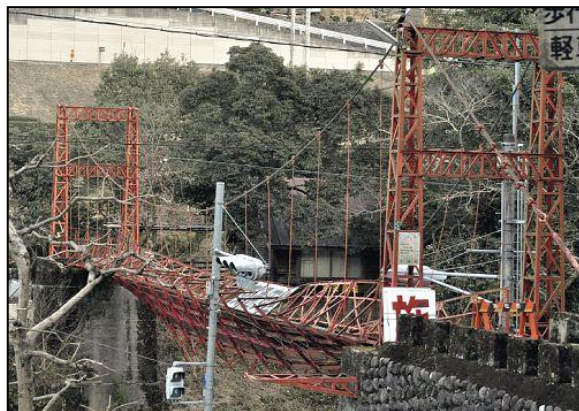
2011.3.11
東京九段会館
天井崩落



2012.12.2
中央自動車道
笹子トンネル
天井板崩落



2013.2.10
浜松市の
第一弁天橋
ワイヤー破断
事故発生

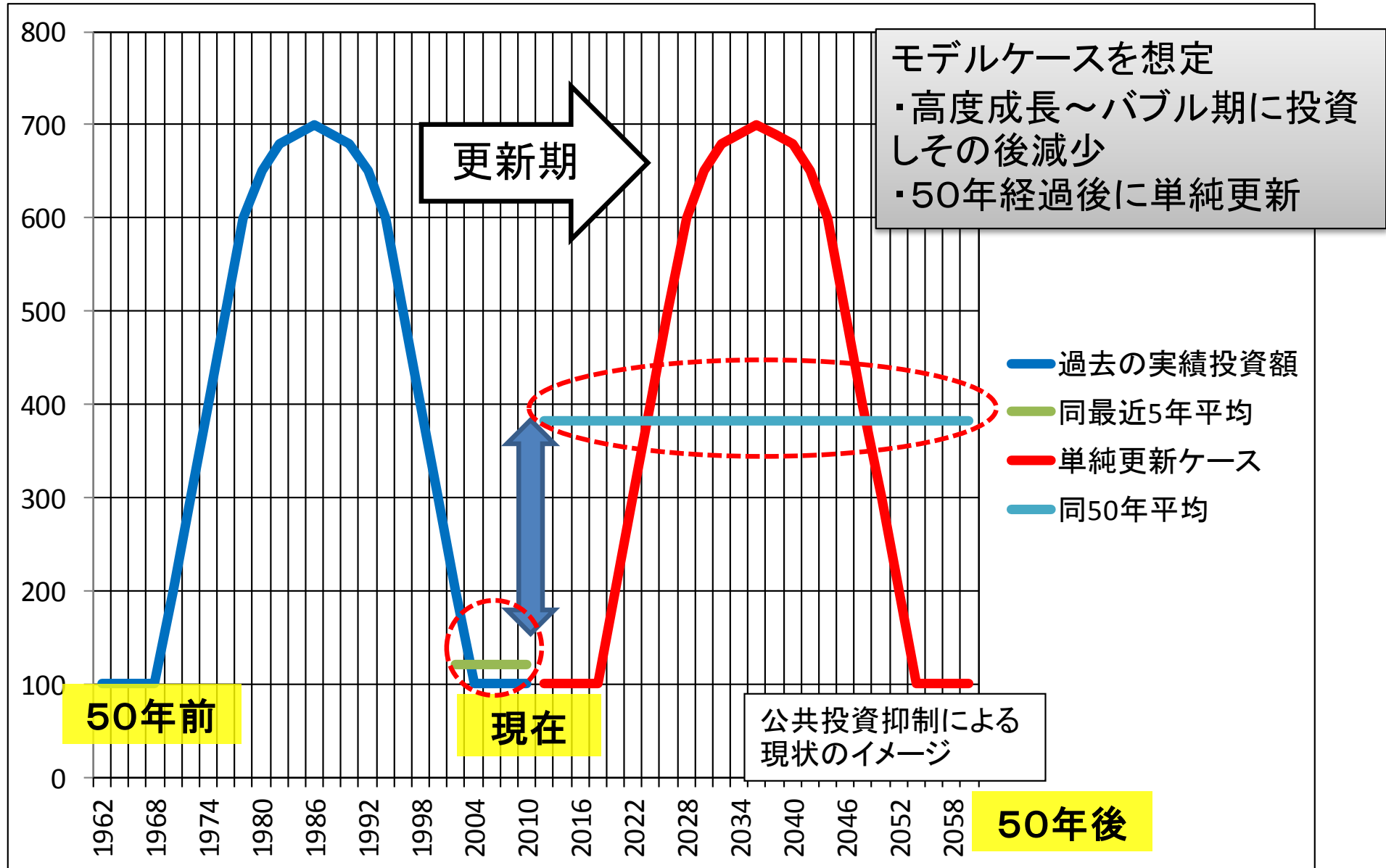


2013.8.8
東京都北区の区道陥没

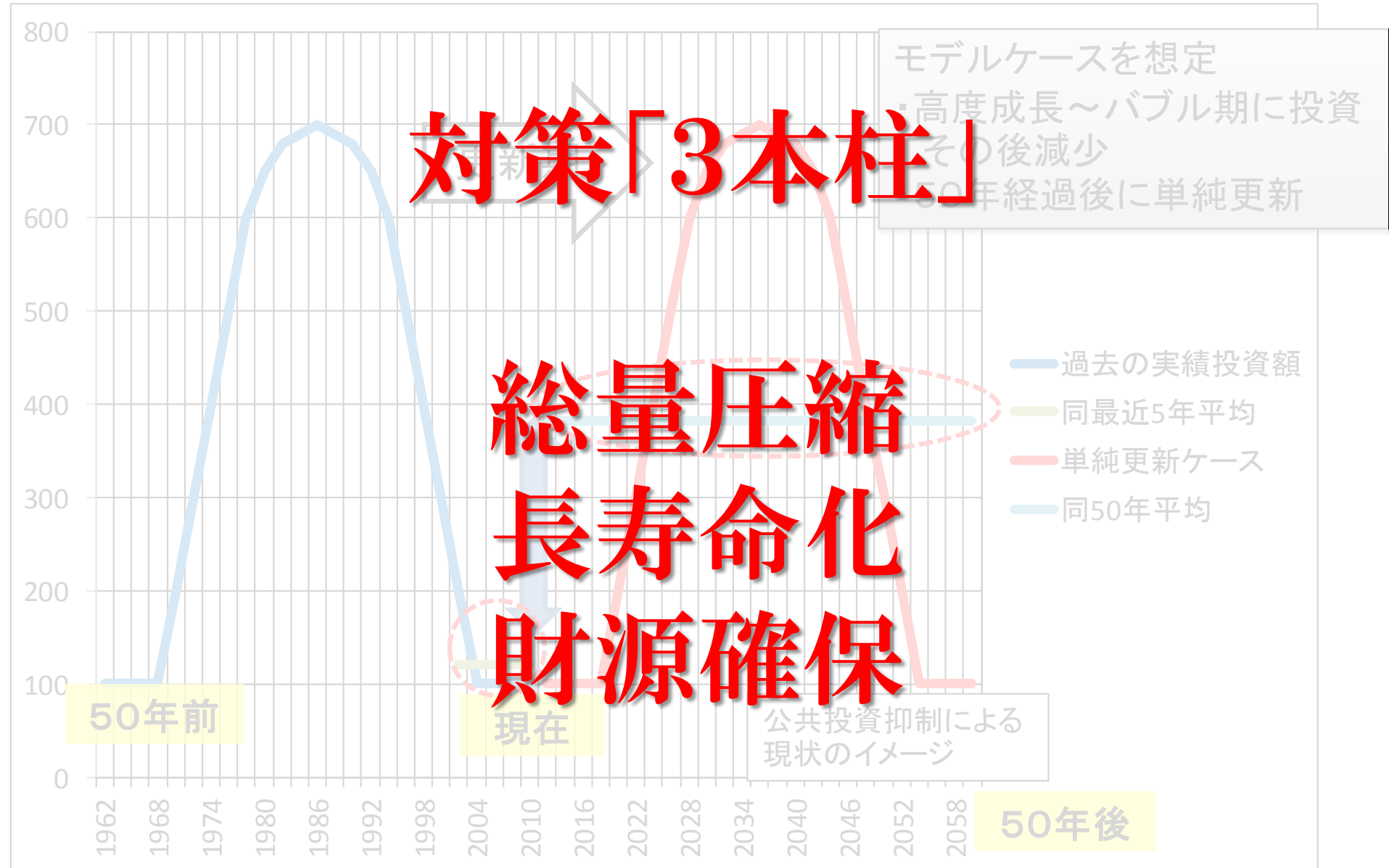


2013.10.15
東京都港区の
区道崩落

公共施設の更新サイクル



公共施設の更新サイクル



1. 習志野市の公共施設の現状

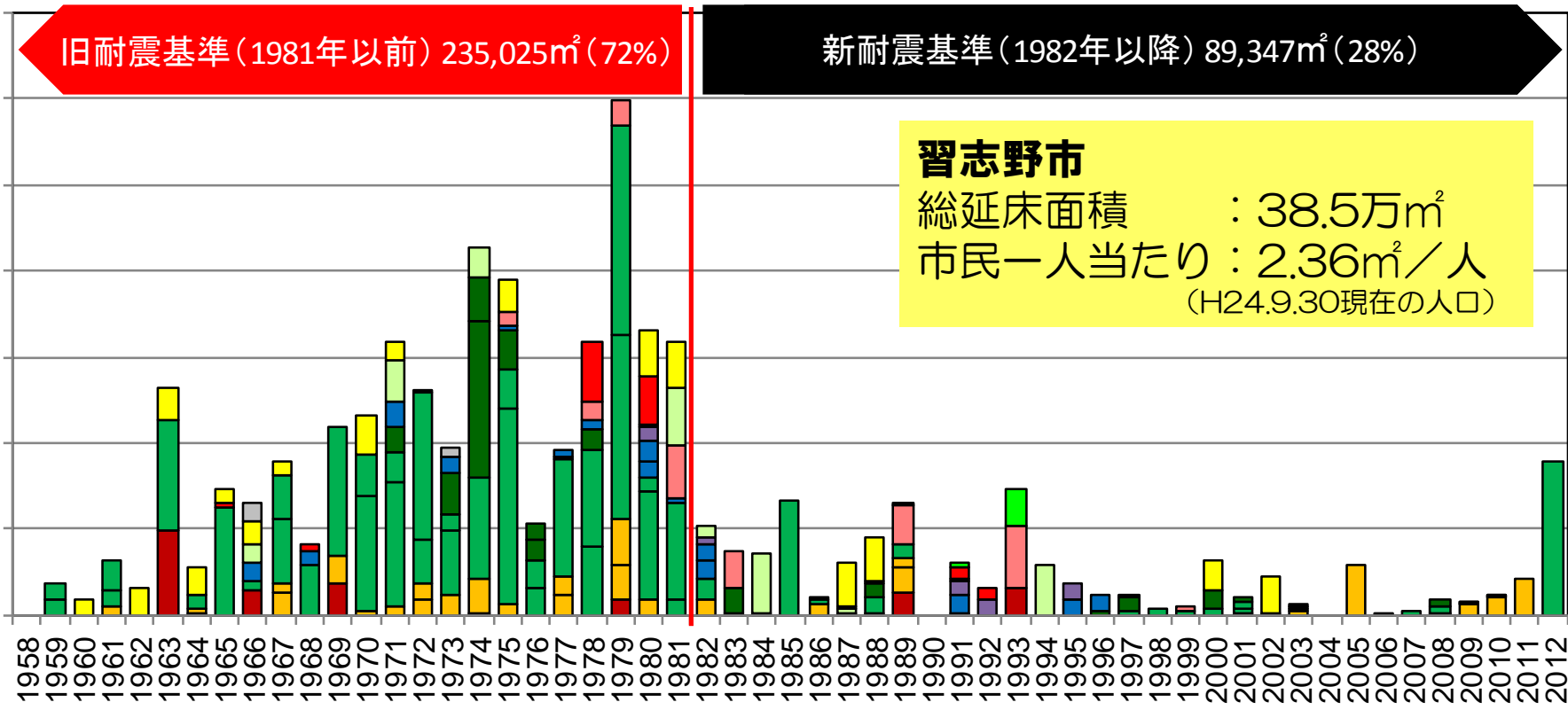
- 市庁舎
- 保育所
- 幼稚園
- こども園
- こどもセンター
- 児童会
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 教育施設等
- 青少年施設
- 生涯学習施設
- 公民館
- 図書館
- 市民会館
- 福祉・保健施設
- スポーツ施設
- 勤労会館
- 消防施設
- 公園
- 市営住宅
- その他

(㎡)

旧耐震基準 (1981年以前) 235,025㎡ (72%)

新耐震基準 (1982年以降) 89,347㎡ (28%)

習志野市
 総延床面積 : 38.5万㎡
 市民一人当たり : 2.36㎡/人
 (H24.9.30現在の人口)



築30年～55年 250,989㎡ (77%)

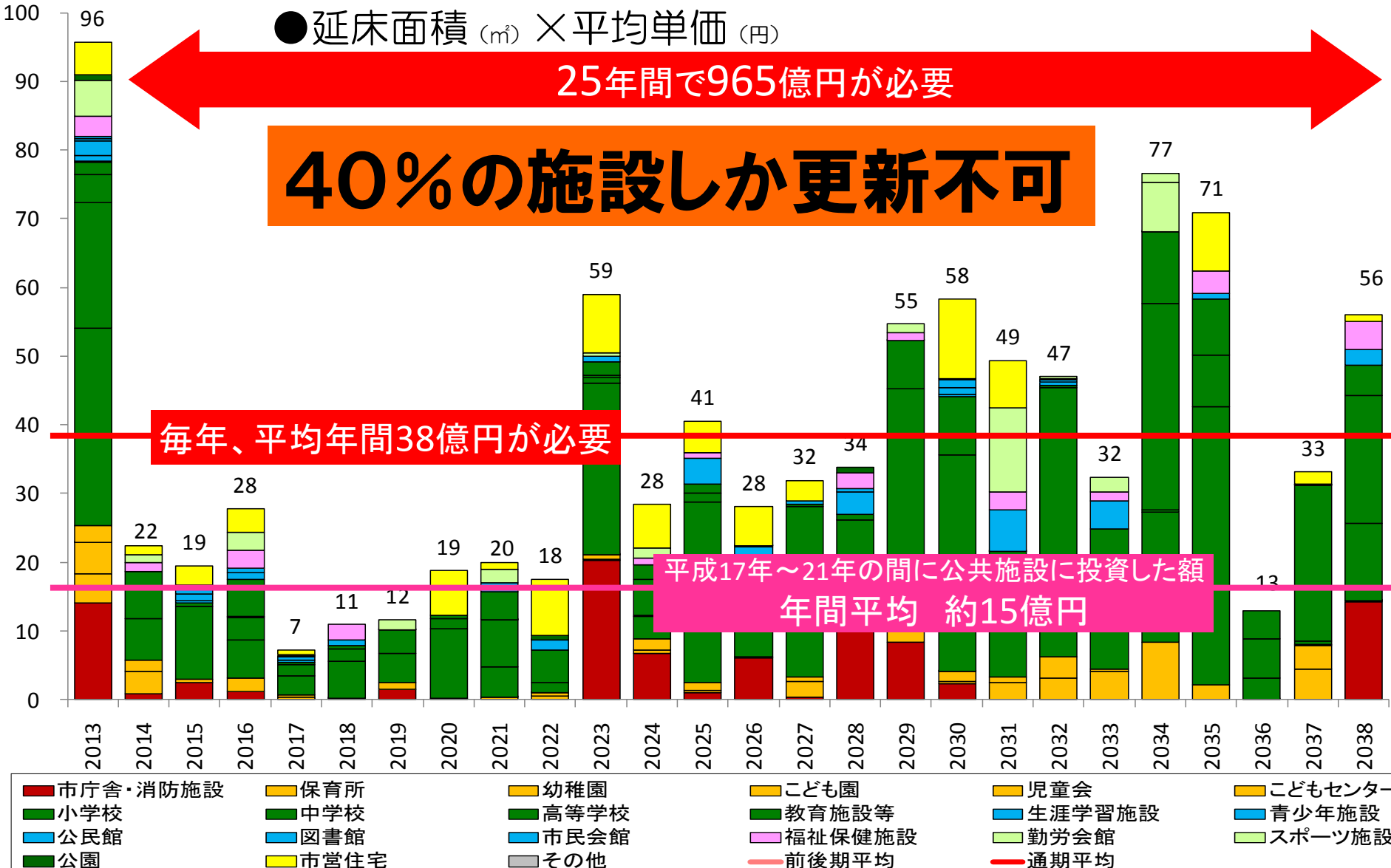
築29年以下 73,383㎡ (23%)

平成24年10月現在。対象外とは、クリーンセンター、リサイクルプラザ、自転車等駐車場等を指す。

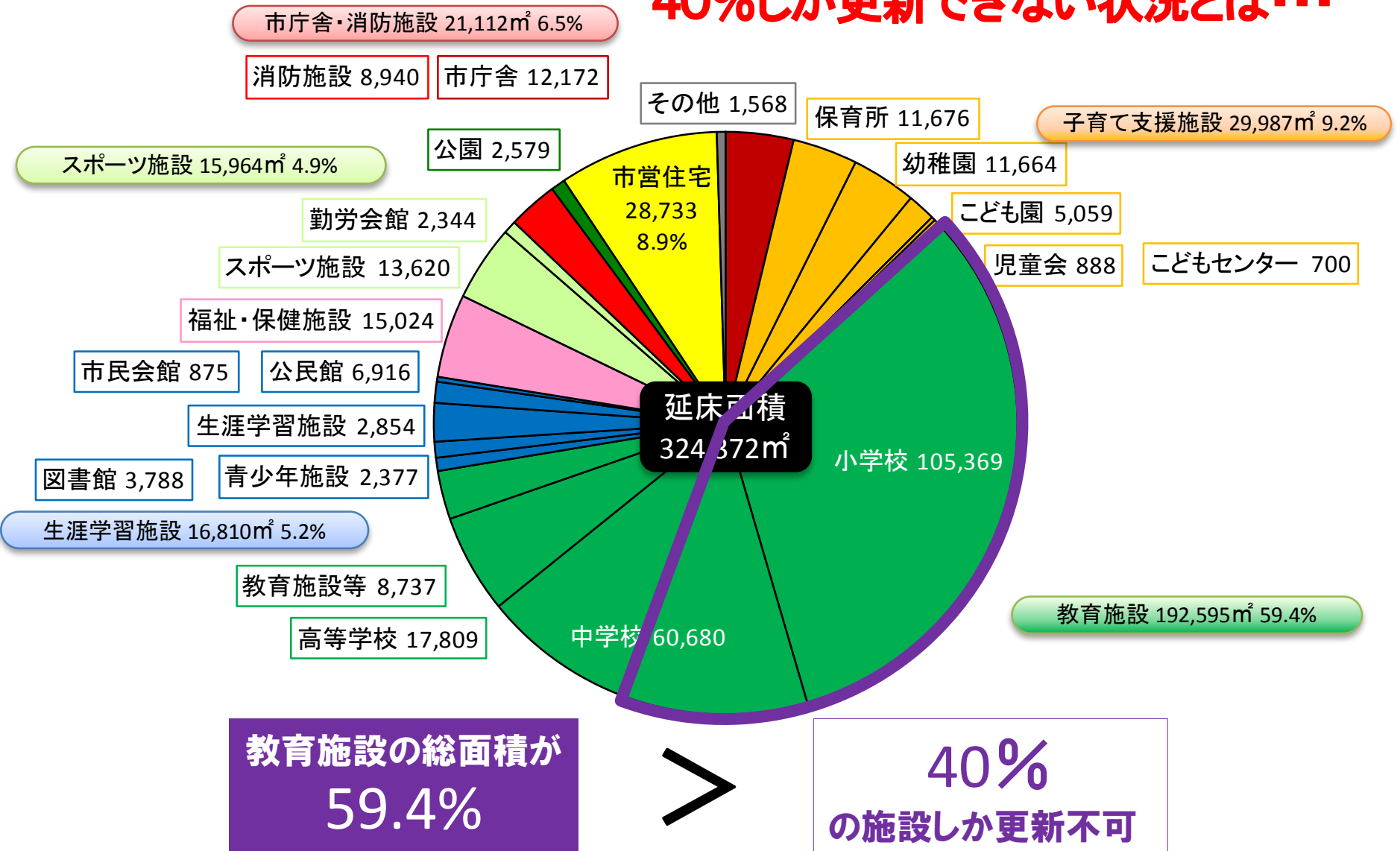
試算の条件

- 築60年（鉄筋コンクリート造）で建替えると仮定
- 大規模改修と建替え費用を試算（小規模な倉庫等は除く）
- 延床面積（㎡）×平均単価（円）

（億円）



40%しか更新できない状況とは・・・



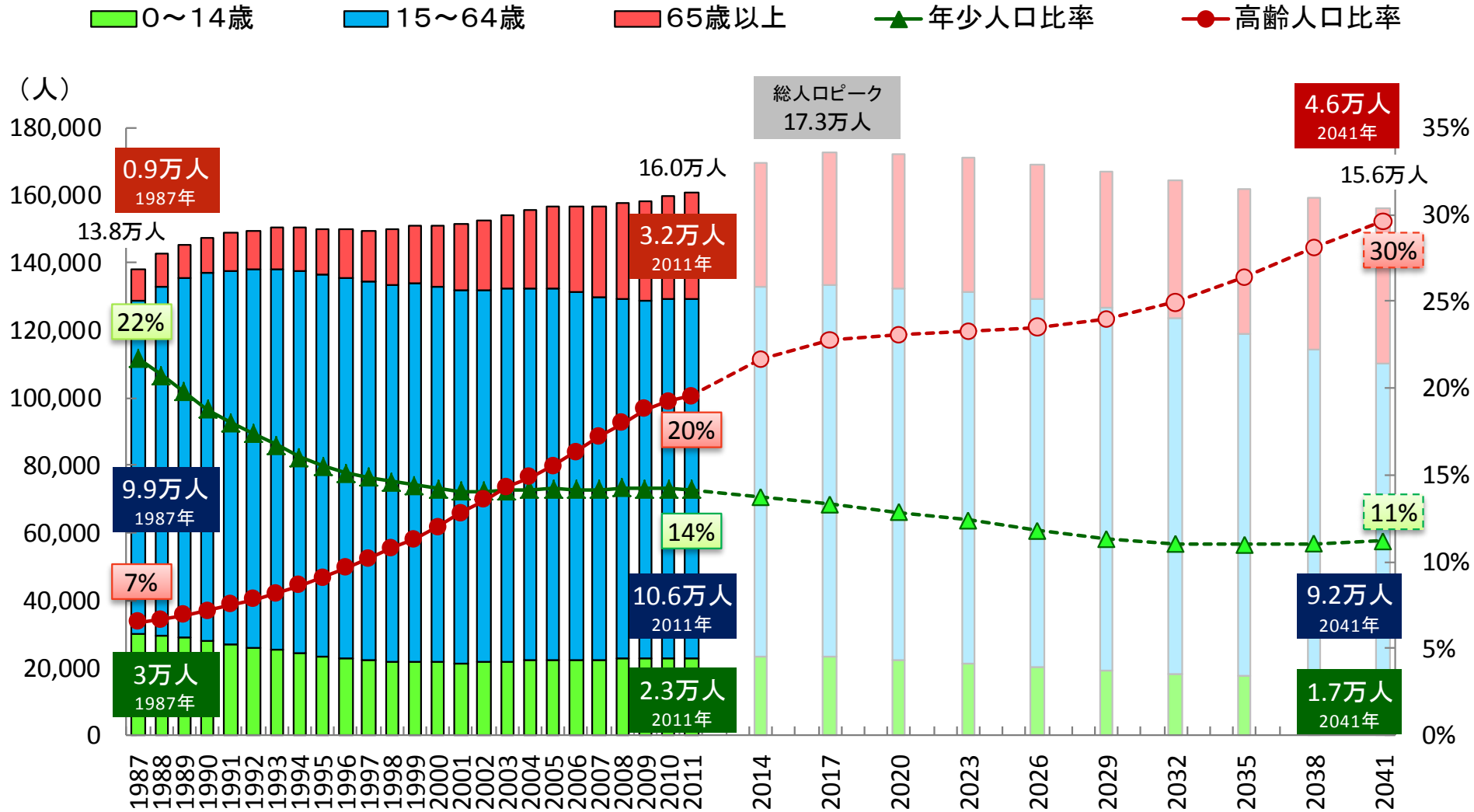
対策「3本柱」

総量圧縮

長寿命化

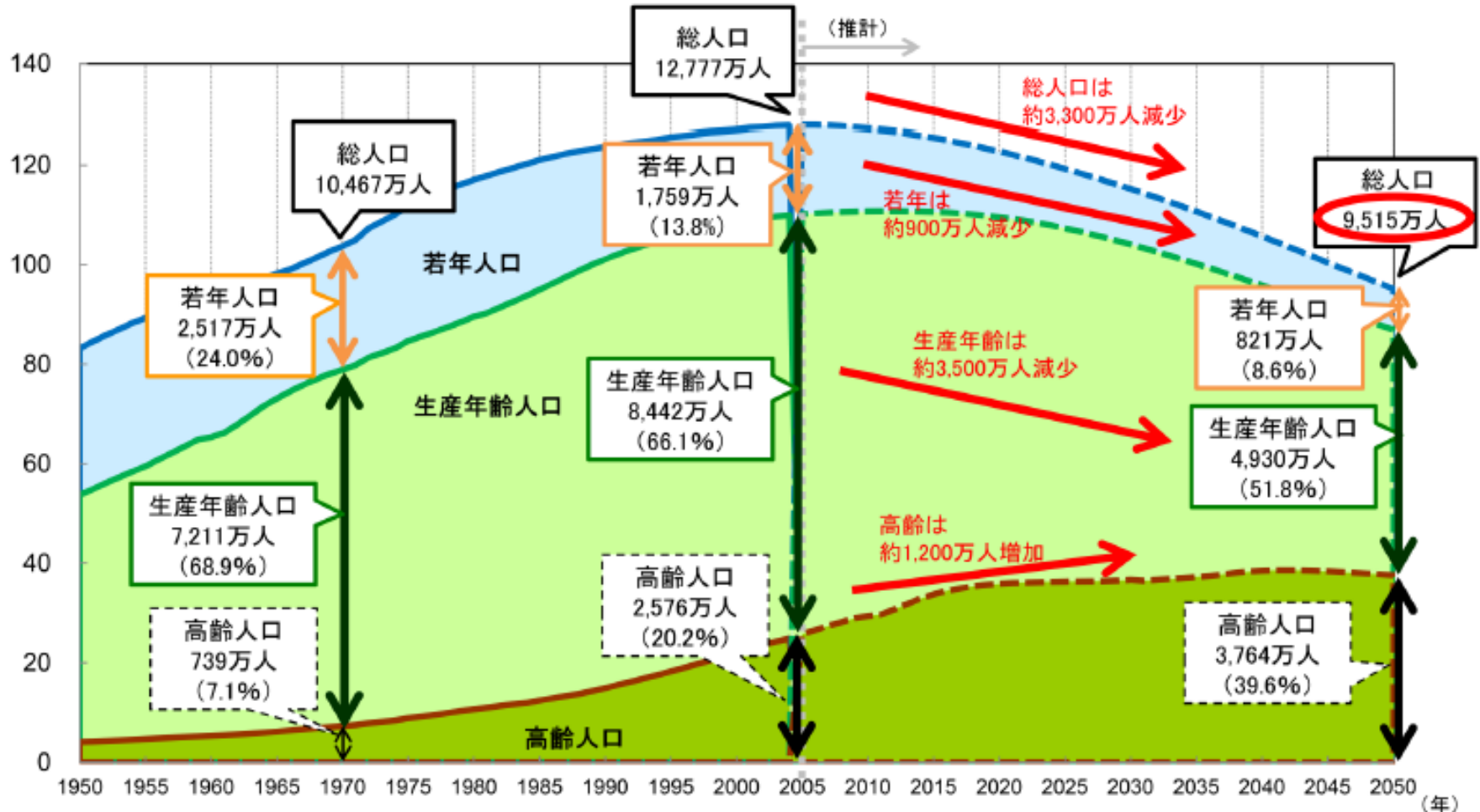
財源確保 ← 可能か

人口構成の変化



習志野市の人口推計からは、
第1の矢である
財源確保としての
市税収入の増加を
見込むことは困難である。

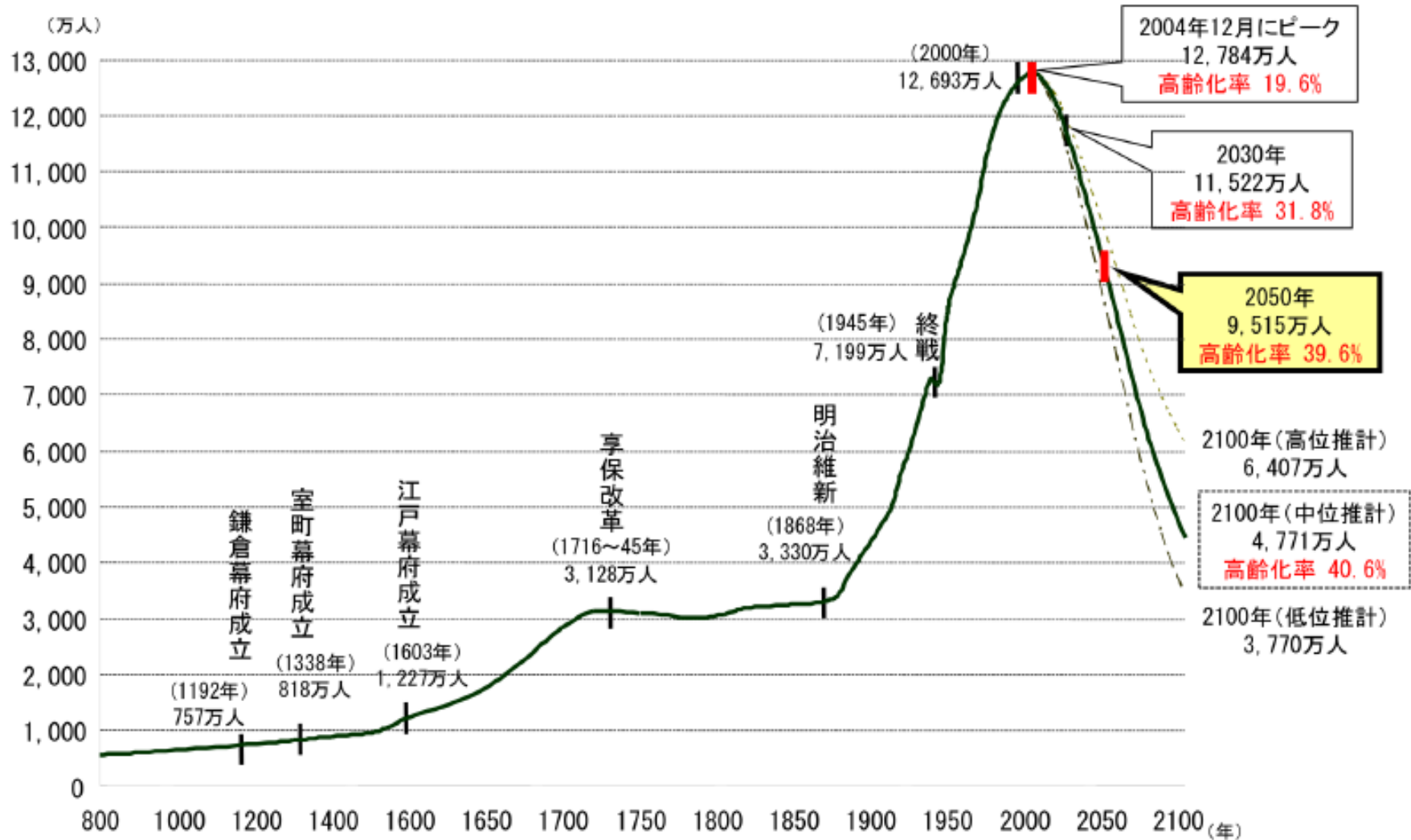
- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人(約25.5%)減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



(注1) 「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
 (注2) ()内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合

(注3) 2005年は、年齢不詳の人口を各級別に按分して含めている
 (注4) 1950～1969、1971年は沖縄を含まない

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でもみても類を見ない、極めて急激な減少。



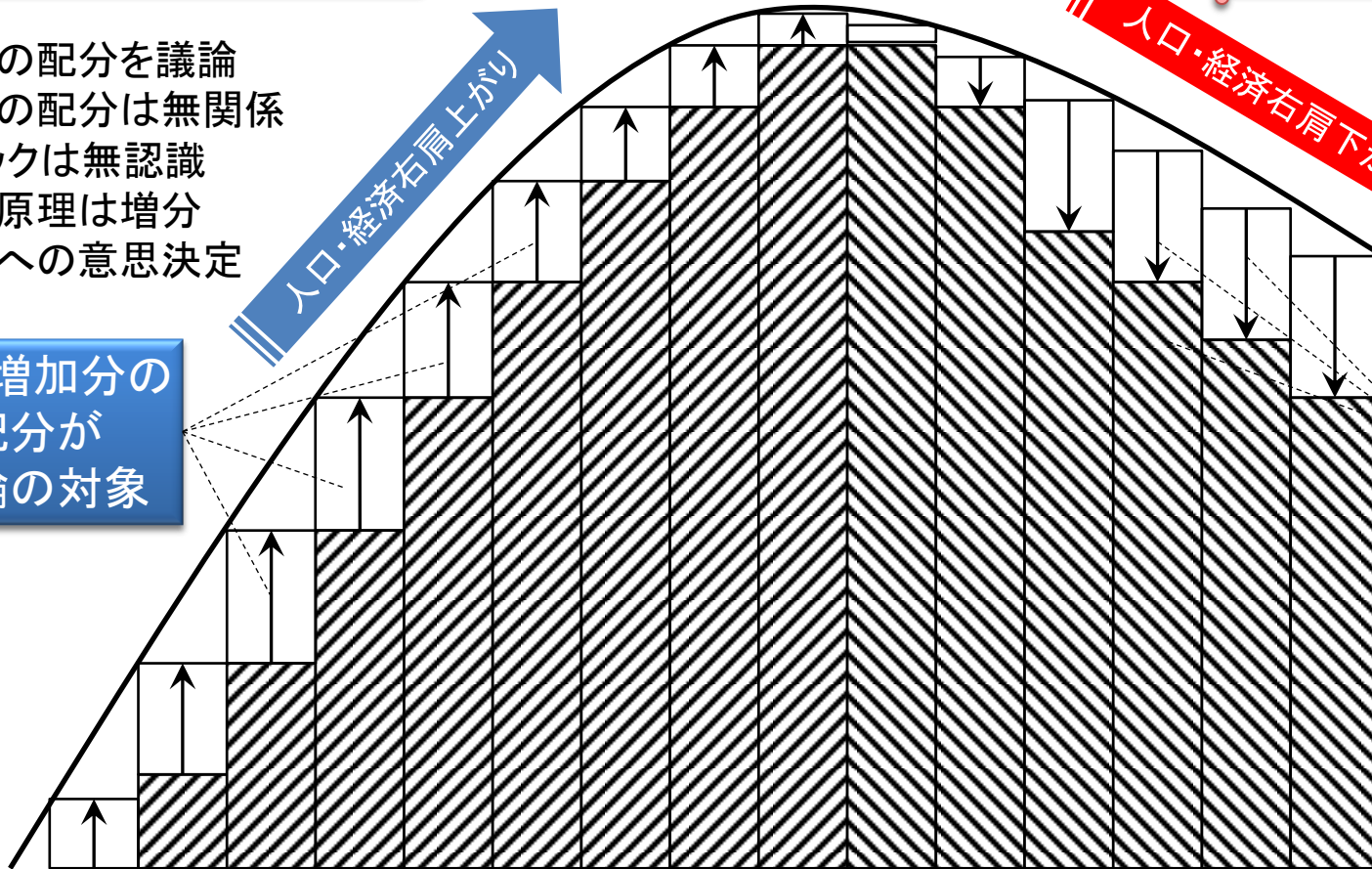
増分主義

- ・増分の配分を議論
- ・過去の配分は無関係
- ・ストックは無認識
- ・行動原理は増分
- ・増分への意思決定

新規増加分の配分が議論の対象

減分主義

何を削減するかが議論の対象



満足化原則

既得権益の見直しには踏み込まず

最適化原則

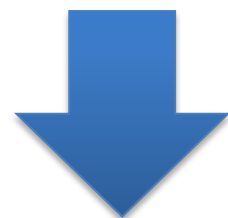
既得権益の見直しにも踏み込む

- ・活用資源の把握
- ・過去の配分の見直し
- ・ストック概念の形成
- ・行動原理の変革
- ・意思決定の変革

公共施設再生計画とは

公共施設再生計画の目的

1. 時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供すること
2. 人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現すること
3. 将来世代に負担を先送りしないこと



**子や孫、ひ孫の世代に至るまで
負担を先送りせず
より良い資産を次世代に
引き継ぐためです。**

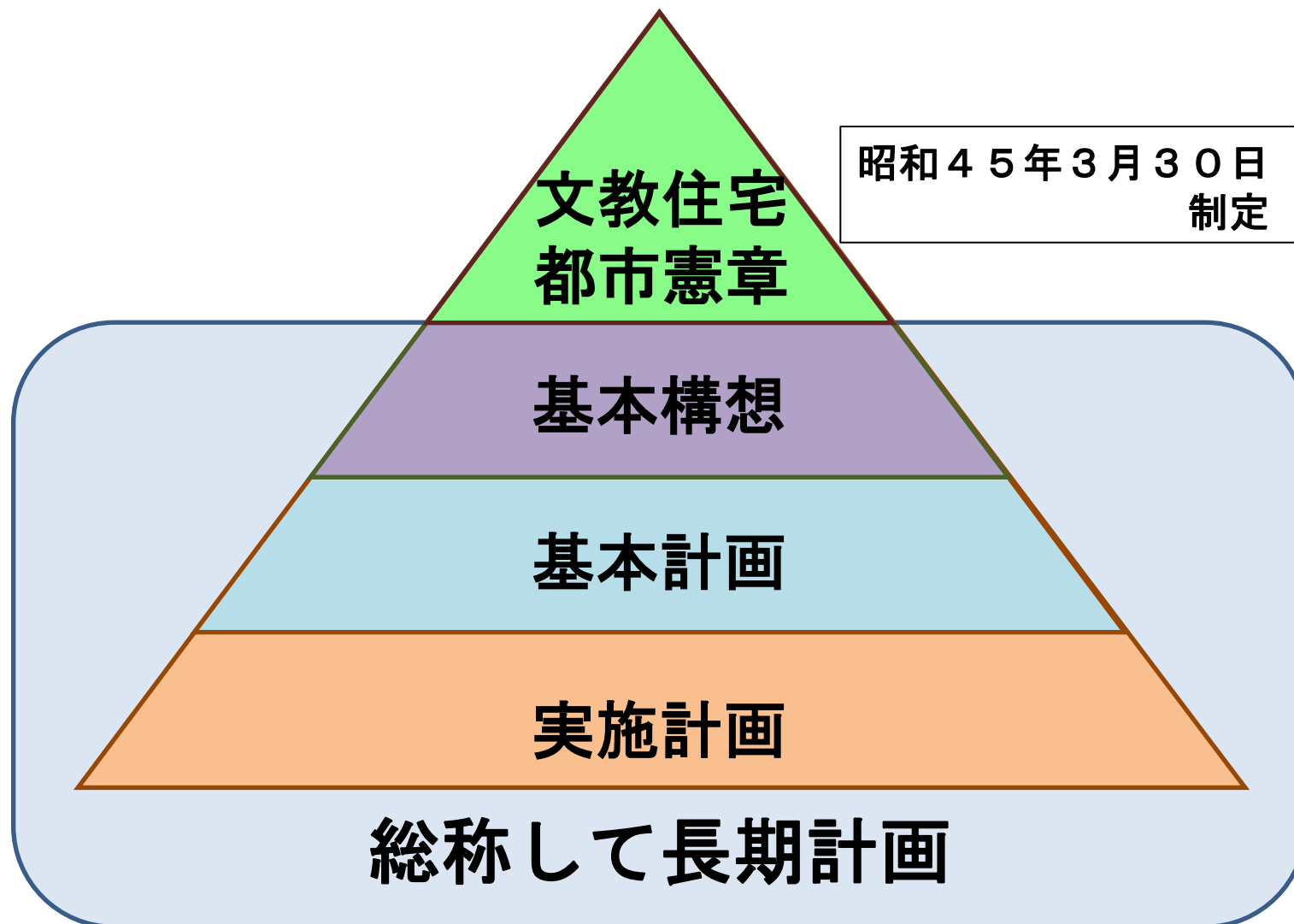
目的を達成するための目標

1. 公共施設が適正に維持されること。
2. 公共施設の延床面積を削減し、再生整備に必要な**事業費を30%圧縮**する。
※ 削減・圧縮率については、今後の公共施設再生計画の計画期間内の環境変化に応じて、**適宜見直し**を行っていきます。
3. ファシリティ・マネジメントを導入し、公共施設について事後保全から予防保全に転換し、長寿命化を図りライフサイクルコストを低減する。

公共施設再生の取組は、公共施設の統廃合が目的ではありません。

その目的は、人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、将来世代に負担を先送りすることなく、時代の変化に適合した公共サービスを継続的に提供することであり、この目的を達成するために、サービスを提供するための「器」である公共施設を適正に維持していくことを目標としています。その方法として、財源確保、総量圧縮、長寿命化といった3つの手段が考えられます。

文教住宅憲章と長期計画の全体像



習志野市は、平成37年度までに

将来都市像：
未来のために
～みんながやさしさでつながるまち～習志野

を目指します。

この将来都市像を実現させるために

3つの目標：
「健康なまち」「快適なまち」「心豊かなまち」

を掲げます。

そして、この3つの目標を支える為に

自立的都市経営の推進 を図り、

この自立的都市経営の推進の中でも、特に

3つの重点プロジェクト：
「公共施設再生」「財政健全化」「協働型社会の構築」

に取り組みます。

計画期間

平成26(2014)年
から
平成31(2019)年

平成32(2020)年
から
平成37(2025)年

平成38(2026)年
から
平成50(2038)年

基本計画（市の総合的な計画）

前期基本計画

後期基本計画

公共施設再生計画

第1期

第2期

第3期

確実に実施

見直しの可能性あり

検討の時期を明確化

天気予報も、計画も、将来に対する「備え」。
公共施設再生計画は、**リスク対応型の計画
マネジメント**を実現する計画。



公共施設再生計画の役割

1. 公共施設再生整備事業の見える化

公共施設再生に関する整備事業（以下、「再生整備事業」という。）について、整備方針、整備時期、概算事業費（財源内訳を含む）及び効果等を計画という形で「見える化（可視化）」することは、限られた財源の中で事業費の確保を実現し、財政フレームの作成に応じて、効果的、効率的な再生整備事業を推進するうえで有効です。

2. 限られた経営資源の有効活用

人口推計や施設の耐用年数などの中長期的な推移を踏まえて施設整備方針や計画を策定することで、短期的な視点による対応を回避でき、真に必要な対策を合理的な根拠、理由に基づいて、早期に打ち出すことが可能となり、結果として限りある財源等の経営資源を有効活用することができます。

3. 社会状況の変化への適切な対応

習志野市域全体の中で、将来の公共施設の役割や必要な機能等の変化を見通して、公共施設の再生整備事業に関する方針を策定し、計画的に事業化を進めることで、将来の市民ニーズの変化や社会状況の変化に適切に対応することが可能となります。

市内に一つまたは数施設あり、全市民が利用する機能あるいは全市民のために存在する施設。

全市利用施設は、都市マスタープランの5つの地域区分ごとに、これまでのまちづくりの特色に沿って配置していく。

全市利用施設

谷津・JR津田沼 駅勢圏



京成津田沼 駅勢圏



実籾駅勢圏



新習志野駅勢圏



京成大久保駅勢圏



コミュニティごとに配置され、施設が所在する地域の市民が、主に利用する施設。

小学校を地域の拠点施設とし、施設更新時に、複合化可能な地域利用施設は複合化していく。

地域利用施設



小中学校の事例：学校施設再生計画と連動しています。

基本方針

コミュニティごとに配置されている小学校を地域の拠点施設とし、小学校の更新及び改修時に、複合化可能な地域利用施設を小学校に複合化します。

説明

学校施設複合化の4原則

- ① 学校利用を優先し、教育現場の安全を守る。
- ② 児童と一般の導線を区分する。
- ③ 施設の管理区分を明確化する。
- ④ 特別教室等共用する場合は、利用者委員会等を設置し、管理可能な状態とする。

要点

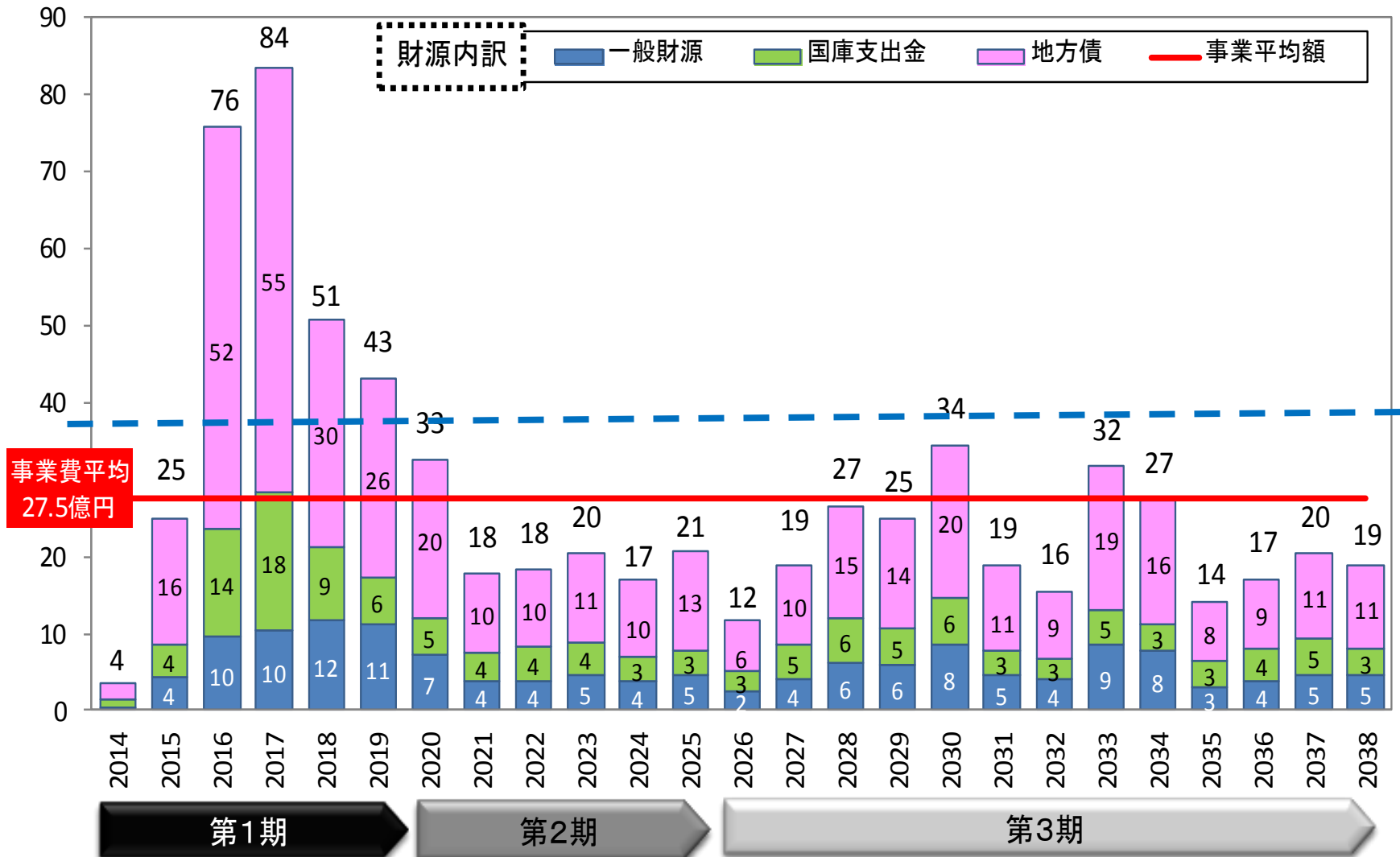
1. 建築後 30 年以上を経過する学校施設が、全教育施設総延床面積の 87%
2. 公共施設再生計画第 3 期計画期間中に、各学年 1 クラスになる小学校が 3 校になると予測。
3. 地域に開かれた学校を目指して、地域の拠点施設として学校施設を複合化する。
4. 学校に設ける地域拠点機能は、真に必要であり、実現可能な機能を検討する。

年度	前期基本計画期間						後期基本計画期間						公共施設再生計画【第3期】													
	公共施設再生計画【第1期】						公共施設再生計画【第2期】						公共施設再生計画【第3期】													
	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39	2028 H40	2029 H41	2030 H42	2031 H43	2032 H44	2033 H45	2034 H46	2035 H47	2036 H48	2037 H49	2038 H50	
津田沼小																										改修
大久保小						連替																				
谷津小						連替																				
鷺沼小																										
美根小																										
大久保東小	改修																									連替
袖ヶ浦西小	改修																									小中併設(三中へ)・多機能(袖体) 袖ヶ浦小
袖ヶ浦東小						改修																				小中併設(三中へ)・多機能(袖体) 袖ヶ浦小
東習志野小	改修																									小中併設(四中)
屋敷小																										小中併設(六中)
福崎小																										連替
美花小																										
向山小						改修																				連替
秋津小																										小中併設(七中へ) 秋津香澄小
香澄小																										小中併設(七中へ) 秋津香澄小
谷津南小						改修																				改修
第一中						改修																				連替
第二中																										連替(体育館)
第三中																										複合(袖小)・多機能(袖体)
第四中						改修																				小中併設(東習志野小)
第五中																										改修
第六中						改修																				小中併設(屋敷小)
第七中																										小中併設(秋津香澄小)

再生計画後の各年度事業費と財源内訳(ケース2)

(億円)

事業費総額688億円(現状比71%)



～ 負担を先送りせず、より良い資産を
次世代に引き継ぐために ～

世代を超えて伝える基本理念

公共施設再生基本条例

平成26年6月議会で可決されました。

習志野市公共施設再生基本条例の概要

- 本条例は、公共施設の建替え、統廃合、長寿命化及び老朽化対策改修の計画的な取組について、その基本理念及び基本的事項を定め、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することにより、誰もが住みたくなくなるような魅力あるまちづくりを推進することを目的としています。
- 公共施設の再生は、次に掲げる事項を基本理念としています。

1. 文教住宅都市憲章の理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産の安全を第一義としつつ、教育及び文化の向上を図り、健康で文化的な生活を実現するよう実施すること。
2. 限られた資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、次世代に過度の負担を課さず、世代間の公平性が確保されるよう取り組むこと。
3. 公共施設の再生の実施に当たっては、人口減少社会の到来、経済の成熟化等社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市、市民、関係団体及び事業者が連携及び協働して取り組むこと。

- 本条例では、市、市民、関係団体及び事業者が、それぞれの責務を踏まえ、公共施設の再生に努めることとしています。

市

- ⊕ 公共施設再生事業について総合的かつ計画的な取組に努めます。
- ⊕ 公共施設の現状を把握し、人口動態、財政状況等客観的なデータに基づく中長期の予測の下で、効率的かつ効果的に公共施設再生事業に取り組みます。
- ⊕ 公共施設再生事業に関する財源を確保することに努めます。
- ⊕ 公共施設再生事業を推進するに当たっては、市民の理解と協力を求めるとともに、公共施設に関する情報をわかりやすく周知します。
- ⊕ 公共施設再生事業を推進するに当たっては、関係団体及び事業者に対して、公共施設の再生に関する理解を深めることを通じて公共の福祉の増進に寄与し、効率的な再生事業に積極的に参画及び協力するよう求めます。

市民

- ⊕ 次世代の負担を軽減するため、公共施設の再生並びに管理運営及び維持保全に必要なとなる現在及び将来の財政負担に関する理解を深め、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めましょう。

関係団体及び事業者

- ⊕ その活動において、市が推進する公共施設再生事業に積極的に参画し、協力するよう努めましょう。
- ⊕ 公共施設の効率的かつ効果的な管理運営及び維持保全に関し、より有効な方法の追求及び技術の向上に努めましょう。

- 公共施設再生計画を効果的、効率的に進めていくために、以下のとおり、寿法の調査や、計画の策定及び見直しを進めます。

1. 公共施設の再生に関する情報の一元的な調査、収集及び整理を定期的を実施するとともに、その結果を公表します。
2. 公共施設の再生に関する政策を総合的かつ計画的に推進するため、調査結果等に基づき、公共施設の再生に関する計画を策定します。
3. 計画を策定したら、その事業効果を検証し、その検証結果及び人口動態、財政状況等市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、計画を見直します。

- 公共施設の再生に関する施策を推進するため、公共施設再生推進審議会を設置します。
- 公共施設再生計画は、本条例に基づく計画です。

本日の進め方

1. 基本情報の提供(10:00~10:45)

- ▶ 公共施設再生計画の概要説明及び質疑

2. 話し合い(10:45~11:25)

- ▶ グループでの話し合い

【テーマ】公共施設再生計画について

観点1：保有総量の圧縮（施設再編・再配置）について

観点2：老朽化対策の具体案について

観点3：財源確保策について

3. 発表(各グループ10分以内)

4. まとめ

話し合いの進め方

1. 役割分担をしてください。
 - **司会、発表者、書記の役割分担をしてください。**
 2. 最初の**5分間**で、自分の考えをポストイットに自由に記入してください。
(最初に観点毎に色分けすると、分類に便利です。)
 3. 各自の考えを記入したポストイットを、みんなが見えるように、テーブルの模造紙に貼り付けて、分類しながら、**25分間程度**、みんなで話し合しましょう。
 4. 話し合った内容を、**10分間程度**で、グループの考えとしてまとめましょう。
- 【発表：各グループ10分以内】**
5. グループごとに**10分以内**で発表していただきます。